

デジタル安全保護系関係規格技術評価書案に関する確認事項及び要望事項

2022年10月28日

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
北陸電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社

<技術評価書案該当箇所>

P.18 33～38行目

4.1.1 過渡時、事故時及び地震時の機能（4）変更点以外の評価
同規程における「デジタル計算機」（原子炉停止系及び工学的安全施設作動系の演算・論理回路）に対する要求事項を「デジタル安全保護系のデジタル化された演算・論理処理部」（核計装・放射線計装も含む安全保護系全体）に適用することとし、同規程（解説を含む。）における「デジタル計算機」は、「デジタル安全保護系のデジタル化された演算・論理処理部」と読み替える。

<経過措置について>

- 今回の技術評価書の読替えによる適用範囲が、「JEAC4620（解説を含む。）が定めるデジタル計算機に加えて、核計装・放射線計装・温度計装の電子計算機を含む」というものであれば、今回追加で適用となる設備（核計装・放射線計装・温度計装の電子計算機）は既にJEAC4620に準じた設計がされており、経過措置は不要である。

<技術評価書案該当箇所>

P.3 11～16行目

2.3 技術基準規則との対応（1）

技術基準規則とデジタル安全保護系規程2008及びデジタル安全保護系V&V指針2008については、「表2.3-1技術基準規則第35条及び解釈とデジタル安全保護系規程2008及びデジタル安全保護系V&V指針2008との対応関係」に示すように、技術基準規則の要求事項と対応している。なお、同表では、デジタル安全保護系規程2020及びデジタル安全保護系V&V指針2020で規定の内容が変更されている部分（技術的変更ではない軽微な変更は除く。）に下線を付してある。

<2008年版と2020年版について>

- 2008年版、2020年版の適用については、既に設置変更許可申請済のプラント（審査において2008年版の適用を表明）はそのまま2008年版を適用することとし、これから設置変更許可申請をするプラントから2020年版を適用することとする。